

公民館市民企画講座の 企画を募集しています！

中央公民館では、市民と行政が協力して豊かな地域社会を築くとともに、地域文化の振興ならびに市民の福祉と健康の増進を図り、より質の高い学習の場を市民に提供するために、「白岡市公民館市民企画講座事業」として、市民の皆さんが企画、運営する講座ならびに実施団体を募集します。

1 講座内容

募集する講座の内容は、次に該当するものです。

- (1) 文化、芸術、教養、環境、福祉、社会貢献、市民の社会参加、国際化、情報化、健康、人権等の分野であること。
- (2) 市内一般市民を対象として企画された講座又は講演会であること。

以下の内容のものは申請を受付できません。ご注意ください。

- (1) 特定の政党、政治団体に関する活動・宗教活動を目的とするもの
- (2) 営利を目的とするもの及び主催団体（サークル）への勧誘を目的としたもの
- (3) 実施する団体の会員及び関係者のみを対象とした事業
- (4) 実施する団体の日常の学習活動にあたるもの

2 開催期間

市民企画講座の開催期間は、令和6年10月から令和7年2月までを予定しています。

3 応募資格

次の各号の要件を備えた団体です。個人の応募はできません。

- (1) 団体の構成員の過半数が白岡市在住、在勤(在学)者で占められた団体であること。
- (2) 特定の政党、政治団体に関する活動や宗教活動、営利を目的とする団体でないこと。

4 開講の決定

開講の決定については、次のとおりとします。

- (1) 応募いただいた講座につきましては、所定の審査を経て開講の決定を行い、応募団体へ通知いたします。予算の範囲内で決定するため、開講できない場合もありますのでご了承ください。
- (2) 応募団体におかれましては、応募された講座の内容について御説明をいただく場合がございます。

5 講師謝礼金

市民企画講座として採用された事業については、講師謝礼金の全部または一部を公民館が予算の範囲内で負担します。

- (1) 公民館が団体に支払う講師謝礼金は、1講座につき10,000円を限度額（ただし実施回数3回に満たないものは、5,000円を限度とする。）とし、公民館と団体

が協議して決定した額とします。

講師の旅費等についてはお支払いできません。

- (2) 講師謝礼金は、事業終了後に応募団体に支払います。口座振替での支払いとなります。個人名義の口座への支払いは不可となりますので、団体名義の口座を必ず御用意ください。お持ちでない場合は、開講決定後速やかにご用意ください。

6 事業実施に当たっての留意事項

市民企画講座の開催が決定した場合、講座を実施する団体は、以下の事項に御留意ください。

- (1) 講座の会場は、原則として公民館を御利用ください。（開催日時、部屋については、公民館と協議のうえ決定いたします。）
- (2) 1回当たりの開催時間は概ね2時間程度としてください。施設を利用できる時間帯に合わせてください。
- (3) 材料費、資料代等の実費を参加者から徴収する場合は、見積書を作成し、事前に金額を公民館に御報告願います。内容については、別紙を御覧ください。
- (4) 会場の確保、講座の受講者募集、広報しらおかへの掲載は公民館で行います。ポスターの作成、掲示など団体が主体的に周知活動を行うことも可能です。実施する場合は、事前にご説明をお願いします。
- (5) 講座に関する連絡先は、原則として団体の代表者としてください。やむを得ず代表者以外を連絡先とする場合は、その旨について記載した文書を提出してください（様式は任意とします。）。
- (6) その他、講座の運営に関することは、団体において自主的に行ってください。

7 内容の変更

講座内容の変更が生じた場合は、速やかに中央公民館に内容変更の届出を行い、承認を受ける必要があります。ただし、軽微な変更については、この限りではありません。

8 開催報告

講座を実施した団体は、事業終了後14日以内に実施報告書（様式第5号）を中央公民館にご提出いただきます。

9 応募方法

市民企画講座の開催を希望する団体は、白岡市公民館市民企画講座事業申請書（様式第1号）と白岡市公民館市民企画講座事業企画書（様式第2号）に必要事項を記入のうえ、所定の募集期間に中央公民館へ御提出ください。

市民企画講座に応募するために必要な書類は、中央公民館でお渡しします。

10 募集期間

令和6年5月2日（木）から31日（金）まで
※休館日（水曜日）を除く

11 受付場所

中央公民館の窓口で受付ます。なお、応募の受付後、担当職員が企画書の内容について問い合わせをすることがあります。代表者は、通常連絡可能な電話番号を連絡先とし

て必ず記載してください（自宅・携帯どちらでも可）。

12 お問い合わせ先

市民企画講座の詳細については、白岡市立中央公民館までお問合せください。

住 所 白岡市小久喜1227番地1

電 話 0480(92)6000（午前9時から午後5時まで）

メール kouminkan@city.shiraoka.lg.jp

参加者から教材費(材料費、資料代等)を徴収する際の注意

参加者から教材費として徴収できるもの

- 1 講座で使用する材料費
- 2 資料作成にかかる実費（コピー代、用紙代）
受講者分の資料のみ対象となります。
講師が使用するテキストは含まれませんのでご注意ください。

参加者から徴収できないもの（団体の負担となるもの）

- 1 講師謝礼金、昼食・手持ち
講師謝礼金については、全部または一部を予算の範囲内¹で公民館が負担します。予算を超える分は、団体の負担となります。なお、講師の昼食・手持ち(お礼)などを用意する場合は、全て団体に負担してください。また、講師分のテキスト代も含まれません。

予算の範囲内¹：公民館が支払う講師謝礼金は、1講座に実施回数4回以上の場合10,000円を限度額（ただし実施回数3回に満たないものは、5,000円を限度とする。）として公民館と応募団体が協議して決定した額とし、旅費等については支払いません。

- 2 周知案内のチラシ・ポスター等作成代
講座を周知案内するためのチラシ・ポスター等を作製した場合にかかる費用。
- 4 その他
材料費、資料代等実費として適当ではないと判断した費用。